

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第35号)

(平成27年5月28日)

答 申 第 3 5 号

平成 2 7 年 6 月 4 日

尼崎市長

稲 村 和 美 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会

会 長 村 上 武 則

保有個人情報外部提供の制限の例外について（答申）

平成 2 6 年 1 2 月 9 日付け尼介保第 9 3 9 0 号による諮問について、尼崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「本審査委員会」という。）の意見を述べる。

1 外部提供の制限の例外を設ける個人情報について

(1) 情報の内容

尼崎市介護保険被保険者であり、かつ、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の入所申込者のうち死亡した者の以下の情報

ア 介護保険被保険者番号

イ 氏名

ウ 生年月日

(2) 提供先

尼崎市介護保険被保険者が入所申込みしている特養のうち、情報提供の希望がある特養

2 本審査委員会の意見

(1) 諮問のあった保有個人情報外部提供の制限の例外（以下「本件外部提供」という。）については、特養入所待機者のすみやかな入所に資するという公益性の観点から、妥当と認める。

(2) ただし、本件外部提供にあたっては、尼崎市長（以下「実施機関」という。）が提供する個人情報の外部漏えいや目的外利用などの事故が発生しないよう、提供先の特養がセキュリティの整備、研修の実施など情報管理の体制を十分整えることが必要である。したがって、実施機関は、条例第 9 条に基づき、提供する情報の利用範囲・目的・

期間を制限し、事故が発生しないような措置を提供先に求め、類例の横須賀市個人情報保護運営審議会答申（平成22年9月17日付け22横個運第3号）を参考に、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を記載した書面を提供先と取り交わすなど、具体的な取組みを行うこと。

3 本件外部提供を認める理由

(1) 実施機関は諮問の中で以下の説明をしている。

ア 特養は、適正に入所調整を行うための指針として兵庫県が策定した「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、入所希望者の必要性・緊急性を判定し、入所順位名簿を作成している。

イ 入所待機中に入所希望者が死亡したときは遺族等により特養に届けることになっているが、必ずしも届けがあるとは限らず、死亡した事実を特養が知らなければ、入所順位名簿に死亡者が掲載されたままとなる。

ウ 死亡した情報の提供があれば、特養は入所順位名簿から死亡者を除くことができ、より円滑な入所調整を行うことができる。

(2) 尼崎市の個人情報保護制度においては、死者の個人情報は、死者本人の情報であると同時に遺族の個人情報として運用しており、本人が死亡している以上、本人同意は遺族から得ることになる。

その一方で、マニュアルに基づく特養入所申込書には「入所のための待機中に、貴施設以外の施設に入所が決定した場合、また要介護度や連絡先、介護の状況等について変更がありました場合は、速やかに貴施設に連絡いたします。」と記載されていることから、特養の申込みに親族が関わっている場合、入所希望者本人が死亡した時点で、遺族が特養に死亡の事実を連絡すべきものであるといえる。よって、入所希望者本人の死亡情報を実施機関が特養に提供することについて、遺族が特段の不利益を被ることがあるとは考えにくい。

(3) 社会福祉法や老人福祉法に基づき特養が担っている役割を鑑みれば、その社会的意義は十分理解されるものであり、特養入所の必要性がありながら待機している入所希望者が数多く存在している現状において、特養の入所順位名簿から死亡者を除き入所調整を行うことで、待機状態を少しでも緩和できるのであれば、公益にかなうこととなる。

最高裁平成17年12月7日判決（平成16（行ヒ）第114号小田急線連続立体交差事業認可処分取消、事業認可処分取消請求事件）において、「公益」は「『個々の利益の集合体ないし総合体』としての『集团的利益』なのであるから、そこに『個人的利益』が内含されていることは、むしろ当然のこと」と判示されている。本件外部提供においては、入所の必要性や緊急性の高い人から順次特養に入所できるという入所待機者の私益の集合体が、高齢者やその家族等が安全に安心して生活できる環境を整え

るという公益でもあると言える。

- (4) 以上の理由により本諮問については、死者の情報を特養に提供することに支障はないと考えられ、公益性もあることから、条例第 8 条第 6 号に規定する特別な理由があると認められると判断する。

ただし、先述のとおり死者の情報も個人情報にあたり、権利利益は十分に保護されるべきであることから、2(2)で示したとおり条件を付す。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、本審査委員会の第 3 部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成26年12月9日	・ 諮問書を受理
平成27年1月5日	・ 審査委員会第3部会に付託
平成27年3月11日	・ 審議
平成27年4月2日	・ 審議
平成27年5月28日	・ 答申

審査委員会第3部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
熊 和子	元毎日放送ラジオ局長	部会長
村上 和弘	元毎日新聞社阪神支局長	
村上 武則	大阪大学名誉教授	
松並 潤	神戸大学大学院国際協力研究科教授	
重本 克代	人権擁護委員	
倉田 利彦	人権擁護委員	